大学史研究会会則（2019 年 11 月 23 日制定）

第 1 章　総則

第 1 条　本会の名称を大学史研究会とする。英語名称は Japan Society for Historical Studies of Higher Education（略称 JSHSHE）とする。

第 2 条　本会は、大学史研究の発展と普及に貢献し、研究遂行上必要な連絡と協力を広く国の内外にわたって促進することを目的とする。

第 3 条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　会員相互の研究上の連絡と協力の促進

(2)　セミナーおよび各種研究会の開催

(3)　研究紀要、研究通信および名簿等の発行

(4)　ウェブサイト等の制作・管理

(5)　内外研究団体との連絡および協力

(6)　その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章　会員

第 4 条　本会の目的に賛同し、大学史研究に関心を有する者をもって会員とする。会員を通常会員および学生会員とする。

2.　学生会員は、大学院等に在籍する者とする。

第 5 条　新たに入会しようとする者は、会員 1 名の推薦を受けて事務局に申し込み、運営委員会の承認を得る。

第 6 条　会員は会費を負担するものとする。

(1)　通常会員の会費は、年額金 5,000 円とする。

(2)　学生会員の会費は、年額金 3,000 円とする。

第 7 条　会員は本会の運営、紀要への投稿およびセミナーなど事業への参加に参加する権利を有する。

第 8 条　前条の規定にかかわらず、次の場合には本会の会員としての参加を制限し、または会員としての資格を失う。

(1)　会費納入を怠った者は、研究会での発表、紀要への投稿など会員の権利を制限される。

(2)　3 年以上会費の納入を怠った者は、会員の資格を失う。

(3)　その他、会の目的達成に支障をきたしたり、会の名誉を傷つける行為を行った場合には、適正な手続きにより除名することがある。

第 3 章　総会

第 9 条　総会は、本会の重要事項を審議決定する。

第 10 条　定例総会は年一回これを開く。定例総会では次の事項を審議する。

(1)　前会計年度の活動報告および決算

(2)　当該会計年度の活動方針および予算

(3)　監査報告

(4)　その他、総会が認めたこと

第 11 条　総会は、出席者の過半数（委任状を含む）によって議案を議決する。

第 12 条　総会の議長は、総会に実際に出席している会員から互選する。

第 4 章　組織

第 13 条　本会に、運営委員会を置き、会の運営全般を統括し、会務を代表する。

2. 運営委員会は、代表 1 名を互選する。
3. 運営委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
4. 運営委員会の構成、選出方法は別に定める。
5. 運営委員会は、臨時総会を招集することができる。

第 14 条　運営委員会に、事務遂行のため事務局を置く。

2. 運営委員会は、事務局長 1 名を指名し、総会で承認を得る。
3. 事務局長は、事務局員若干名を指名し、運営委員会の了承を得る。
4. 事務局長および事務局員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 15 条　本会に、紀要編集委員会を置き、研究紀要『大学史研究』を発行する。

2. 運営委員会は、紀要編集委員長 1 名を指名し、総会で承認を受ける。
3. 紀要編集委員長は、編集委員若干名を指名し、運営委員会の了承を得る。
4. 編集委員長および編集委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
5. 紀要編集に関する規定は。編集委員会において別に定める。

第 5 章　会計

第 16 条　本会の経費は、会費、寄付その他の収入をもって充てる。

第 17 条　会計は、一般会計と特別会計とに分かつ。特別会計は、寄付金の受け入れ、利息および一般会計からの繰り入れをもって原資とする。

第 18 条　特別会計は、本会の活動の円滑な運営および本会の発展に資する事業に充当することができる。

第 19 条　本会の会計年度を、10月1 日から翌年 9 月 30日までとする。

第 6 章　監査

第 20 条　定例総会において、監事 2 名を会員の互選により選出する。

第 21 条　監事は本会の会計および会務執行状況を監査し、定例総会に報告する。

第 7 章　会則の変更

第 22 条　本会則の変更は、総会の過半数による議決による。

付則：

1. 本会則は、2019 年 11 月 23 日より施行する。
2. 第 13 条 2 項および 4 項の規定にかかわらず、2020 年度総会までの運営委員として、事務局員 6 名を充てる。

・2020年一部改正（第19条）

・2024年一部改正（第11条）